第６１７９号　令和８年１１月６日

北九州市公報

発　行　所
北九州市小倉北区城内１番１号
北　九　州　市　役　所

目　　次

◇　公　　告　　ページ

○　土地区画整理法の規定による建築物の除却に係る公告【都市整備局折尾総合整備事務所整備課】　2

○　土地区画整理法の規定による書類の送付に代わる通知の内容の掲示場所【都市整備局折尾総合整備事務所整備課】　3

◇　公営競技局

○　特定調達契約の相手方の決定【公営競技局ボートレース事業課】　4

北九州市公告第７８６号

次に示す建築物については、北九州広域都市計画事業折尾土地区画整理事業の施行のため除却を必要としているが、その所有者及び占有者を確知することができないので、土地区画整理法（昭和２９年法律第１１９号）第７７条第５項及び土地区画整理法施行令（昭和３０年政令第４７号）第７２条第１項の規定により、書類の送付に代えて次のとおり公告する。

令和８年１１月６日

北九州広域都市計画事業折尾土地区画整理事業
施行者　北九州市
代表者　北九州市長　武　内　和　久

１　対象建築物の表示

（１）　物件等　下記に存する建築物

（２）　所在地　北九州市八幡西区西折尾町９０３番地２

（３）　住居表示　北九州市八幡西区西折尾町１番６号

２　除却期限

令和９年２月６日

３　摘要

上記の建築物は、除却期限後は施行者において除却する。

当該建築物の所有者は、除却期限までに自ら建築物を除却する意思の有無を次項の問合せ先に回答すること。

なお、施行者が当該建築物の除却を行うときは、建築物の内部又はその敷地に残置されている動産等を撤去及び処分する。

動産等について権利を主張しようとする者は、除却期限までに運び出し、又はその物を指定して保管し、若しくは引き渡すよう、次項の問合せ先に通知すること。

４　問合せ先

北九州市都市整備局折尾総合整備事務所整備課

〒８０７－０８７４　北九州市八幡西区大浦二丁目１３番７号

電話　０９３－６９１－２５２２

北九州市公告第７８７号

次に示す建築物については、北九州広域都市計画事業折尾土地区画整理事業の施行のため除却を必要としているが、その所有者及び占有者を確知することができないので、土地区画整理法（昭和２９年法律第１１９号）第７７条第６項の規定により、書類の送付に代えて通知の内容が次に示す掲示板に掲示されている旨公告する。

令和８年１１月６日

北九州市長　武　内　和　久

１　対象建築物の表示

（１）　物件等　下記に存する建築物

（２）　所在地　北九州市八幡西区西折尾町９０３番地２

（３）　住居表示　北九州市八幡西区西折尾町１番６号

２　掲示板の所在地

北九州市八幡西区堀川町７２３番９

北九州市公営競技局公告第２０号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成７年政令第３７２号。以下「政令」という。）第４条に規定する特定調達契約につき、随意契約の相手方を決定したので、北九州市公営競技局物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成３０年北九州市公営競技局管理規程第１１号）第２条において準用する北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成７年北九州市規則第７８号）第１２条第１項の規定により次のとおり公告する。

令和８年１１月６日

北九州市公営競技局長　宮　金　満

１　特定役務の名称及び数量

ＰＧＩ第１３回ヤングダービー中継制作関連業務

２　この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地

北九州市公営競技局ボートレース事業課

北九州市若松区赤岩町１３番１号

３　契約の相手方を決定した日

令和８年９月１８日

４　契約の相手方の名称及び住所

株式会社日本レジャーチャンネル

東京都港区六本木五丁目１６番７号

５　契約金額

５，９００万７，４１０円

６　契約の相手方を決定した手続

随意契約

７　随意契約の理由

政令第１１条第１項第１号に該当するため